

小型船造船業法における登録講習制度について

- 小型船造船業法第 10 条において、小型船造船業者に対し、小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行わせるため、事業場ごとに専任の主任技術者を選任しなければならないこととされています。
- 主任技術者の資格要件は同法第 11 条及び同法施行規則第 9 条において、卒業した学科の範囲及びそれに応じた一定の実務経験年数を求めているところですが、この中で国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」とします）を修了した場合は、卒業した学科の範囲の拡大と実務経験年数の短縮が定められています。
- 現在、登録講習は（社）日本中小型造船工業会において実施されています。

法人の名称 : (社) 日本中小型造船工業会
登録時期 : 平成 16 年 11 月 19 日
法人の所在地 : 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-8-1
虎ノ門三井ビルディング 10 階
TEL : 03-3502-2061 FAX : 03-3503-1479
登録の理由 : 登録の講習の要件等に適合しているため。

なお、当該登録講習における収支明細と手数料の積算根拠は以下のリンク先に掲載されております。

<http://www.cajs.or.jp/information.html>

本制度においては、登録の講習の要件を満たす者であれば、誰でも登録を受けることができます。

なお、詳細につきましては、以下の連絡先までお問い合わせ下さい。

(連絡先)
国土交通省海事局船舶産業課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
03-5253-8111 (内線 43626)
03-5253-8634 (直通)

主任技術者に係る登録講習実施機関の登録の手引き

本手引きは、申請者が申請に必要な書類等を作成する際の参考となるように作成したものであり、申請者に対して義務付けるものではありません。関係する法令等の規定に従い、必要な事項が記載されていれば、本手引きによらず申請していただくことができます。

I. 登録講習実施機関の役割

登録講習実施機関（以下「登録機関」という。）は、小型船造船業法施行規則（昭和41年運輸省令第54号。以下「規則」という。）第9条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第2号に規定されている主任技術者講習（国土交通大臣の登録を受けた主任技術者を養成するための講習。以下「登録講習」という。）を実施する機関です。

II. 登録の条件

登録は、講習を行おうとする者の申請により行います。登録機関の登録条件は、下記1の登録の基準を満たし、かつ、2の欠格事項に該当しないことです。

1. 登録の基準（規則第23条第1項）

登録機関の登録基準は、規則第23条第1項に以下の内容が規定されており、各項目を満たさなければなりません。

- ① 次に掲げる科目について行われるものであること。
 - イ 船舶の設計に関する基本事項
 - ロ 船舶の基本設計の手順及び方法
 - ハ 船舶の構造設計の手順及び方法
 - ニ 船舶の製造及び修繕に関する工程管理、品質管理その他技術上の管理
 - ホ 船舶の製造及び修繕に関する工作（艤装に関するものを除く。）の手順及び方法
 - ヘ 船舶の艤装に関する設計及び工作の手順及び方法
 - ト 船舶の製造及び修繕に関する法律制度
- ② 上記に掲げる科目にあっては、次に掲げる条件のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。
 - イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において造船に関する学科又は造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造又は修繕に関して10年以上の実務の経験を有する者
 - ロ 学校教育法による高等学校において造船に関する学科又は造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造又は修繕に関して15年以上の実務の経験を有する者
 - ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において造船に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者
 - ニ イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

登録機関は公正に、かつ、上記①、②に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければなりません。

- ・ 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- ・ 講義は、以下の表の第 1 欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる時間以上行うこと。
- ・ 主任技術者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、上記②に該当する者に行わせること。

また、講義は通信の方法によって行うことができますが、この場合は次に掲げる基準に適合する方法により行わなければなりません。

- ・ 講義は添削指導及び面接指導により行うものであること。
- ・ 添削指導は、以下の表の第 1 欄に掲げる科目に応じてそれぞれ同表の第 3 欄に掲げる回数以上行うこと。
- ・ 面接指導は、以下の表の第 1 欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる時間以上行うこと。

1	2	3	4
① 船舶の設計に関する基本事項	14 時間	1 回	2 時間
② 船舶の基本設計の手順及び方法	21 時間	2 回	3 時間
③ 船舶の構造設計の手順及び方法	14 時間	1 回	2 時間
④ 船舶の製造及び修繕に関する工程管理、品質管理その他技術上の監理	21 時間	2 回	3 時間
⑤ 船舶の製造及び修繕に関する工作（艤装に関するものを除く。）の手順及び方法	14 時間	1 回	2 時間
⑥ 船舶の艤装に関する設計及び工作の手順及び方法	21 時間	2 回	3 時間
⑦ 船舶の製造及び修繕に関する法律制度	21 時間	2 回	2 時間

2. 欠格事項（規則第 23 条第 2 項）

登録機関の欠格事項は、規則第 23 条第 2 項に以下の内容が規定されており、各項目のいずれかに該当する者は、登録を受けることができません。

- ・ 法第 10 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条の規定に違反して罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であること。
- ・ 第 33 条の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者であること。
- ・ 法人であって、登録講習事務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があること。

Ⅲ. 登録申請の手続き

登録機関の登録の申請をしようとする者は、登録申請書（参考様式）に以下の添付書類（規

則第 22 条第 3 項) を添えて、国土交通大臣に対して申請を行って下さい。提出先、提出部数等は、「Ⅹ. 申請書等の提出にあたって」によるものとします。

なお、登録申請書には以下に掲げる内容の記載が必要です。

- ・ 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 登録を受けようとする者が登録講習の実施に関する事務（以下「登録講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ・ 登録を受けようとする者が登録講習事務を開始する日

また、登録申請書とともに必要な添付書類は以下の通りです。

- ・ 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- ・ 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- ・ 講師の氏名及び経歴を記載した書類
- ・ 講師が、Ⅱ. 1. 登録の基準②に該当する者であることを証する書類
- ・ 登録を受けようとする者が、2. 欠格事項（規則第 23 条第 2 項）のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

なお、書類の追加や別途ヒアリングを求める場合がございますのでご了承下さい。

Ⅳ. 登録機関になってから

登録されてから行う法定の届出等は次の通りです。提出先、提出部数等は「Ⅹ. 申請書等の提出にあたって」によるものとします。

1. 登録講習事務規程の届出（規則第 27 条）

登録講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければなりません。また、登録講習事務規程を変更しようとするときも国土交通大臣への届出が必要です。

- ・ 登録講習の受講の申請に関する事項
- ・ 登録講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項
- ・ 登録講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項
- ・ 登録講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- ・ 主任技術者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴
- ・ 登録講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- ・ 登録講習事務に関する公正の確保に関する事項
- ・ 不正受講者の処分に関する事項

- ・ その他登録講習事務に関し必要な事項

2. 講習の登録事項の変更の届出（規則第 26 条）

登録機関は、登録講習を行う者、登録機関が登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地、登録機関が登録講習事務を開始する日を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなりません。

- ・ 変更しようとする事項
- ・ 変更しようとする日
- ・ 変更の理由

3. 登録講習事務の休廃止（規則第 28 条）

登録機関は、登録講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなりません。

- ・ 登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 登録講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- ・ 登録講習事務を休止又は廃止しようとする日
- ・ 登録講習事務を休止しようとする期間
- ・ 登録講習事務を休止又は廃止しようとする理由

4. 財務諸表等の備付け及び閲覧等（規則第 29 条）

登録機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書を作成し、5 年間事務所に備えておかなければなりません。

5. 帳簿の記載等（規則第 34 条）

登録機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録講習の終了後 2 年間保存しておかなければなりません。また、登録機関は、登録講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録講習の終了後 2 年間保存しておかなければなりません。

- ・ 登録講習の受講料の収納に関する事項
- ・ 登録講習の受講の申請の受理に関する事項
- ・ 登録講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- ・ その他登録講習の実施状況に関する事項

V. 命令、登録の取消し等

1. 登録基準適合命令（規則第 31 条）

国土交通大臣は、登録機関が登録の基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずること

ができます。

2. 登録講習事務の改善命令（規則第 32 条）

国土交通大臣は、登録講習実施機関が登録の基準を満たした登録講習事務を行っていないと認めるときは、その登録講習実施機関に対し、登録講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

3. 登録の取消し（規則第 33 条）

国土交通大臣は、登録講習実施機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、登録の取消しや、又は期間を定めて登録講習に関する業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・ 登録機関が、法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者に至ったとき。
- ・ 登録機関が法人であって、その業務を行う役員のうち前記に該当する者があるに至ったとき
- ・ 講習の登録事項の変更の事前届出、登録講習事務規程の変更等の事前届出、登録講習事務の休廃止の事前届出、財務諸表等の備付け、登録講習の帳簿等の備付けの規程に違反したとき。
- ・ 正当な理由がないのに財務諸表等の請求を拒んだとき。
- ・ 登録基準適合命令、登録講習事務の改善命令に違反したとき。
- ・ 不正な手段により登録を受けたとき。

VI. 報告

国土交通大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習実施機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができます。

VII. 登録の更新

登録は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。更新を希望する場合には、審査期間（1 ヶ月を目処）を考慮の上、更新の手続きを行って下さい。なお、登録の更新は、新規の登録の手続きに準拠して申請を行って下さい。

VIII. 官報公示

次の場合には、その旨が官報に公示されます。

- ・ 登録をしたとき。
- ・ 登録の講習事項の変更の届出があったとき。
- ・ 登録講習事務の休廃止の届出があったとき。
- ・ 登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

Ⅸ. 申請書等の提出にあたって

1. 提出方法

申請書等は、郵送又は民間事業者による信書便により提出して下さい。受付は、国土交通省に申請書等が到着した時点になります。なお、提出書類は返却しません。

2. 提出部数

申請書等は正本1部、副本1部を作成し、下記3の提出先に提出して下さい。

3. 書類の提出先及び問い合わせ先

各申請書等の書類は、一括して下記へ送付して下さい。

国土交通省海事局船舶産業課 〒100-8918 東京都霞が関 2-1-3 登録機関等担当 宛 TEL 03-5253-8111 (代表) (内線 43626) 03-5253-8634 (直通)
--

＜申請書＞（参考様式）

文書番号
年 月 日

国土交通大臣
○ ○ ○ ○ 殿

申請団体名
申請団体の長名

小型船造船業法施行規則第二十二條第一項に規定する
登録講習機関の申請について

小型船造船業法施行規則第二十二條第一項の規定により、同規則第九條第一項第二号及び第三号並びに同條第二項第二号の登録講習を行う者として登録を受けたいので、別紙の必要書類を添えて下記の通り申請いたします。

（例）法人の場合は
法人と記載

記

申請者の名称	○○ ○○
申請者の住所	○○県○○市・・・
代表者の氏名	○○ ○○
登録講習事務を行う事務所の名称	○○○○
登録講習事務を行う事務所の所在地	○○県○○市・・・
登録講習事務を開始しようとする年月日	平成○○年○月○日

以上